

監 査 報 告 書

令和7年5月15日

学校法人聖泉学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 聖泉学園

監事

堀川 英雄 

監事

安田 勝雄 

監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人聖泉学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査及び理事の業務執行の状況については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、ひかり監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。ただし、以下の2点について指摘します。なお、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 令和9年3月をもって人間学部は廃止されるが、経常費の赤字解消には、人間学部 に在籍する人員整理（配置転換、希望退職、退職勧奨等）が必要であり、円満かつ速やかに行うこと。また、引き続き人件費等の削減と業務改善に務めること。
- (2) 中期的に安定した経営基盤の確立を図るため、看護学部のより確実な定員確保策及び新学部の採算性等の見通しと、その是非を理事会及び評議員会で検討し、新たな経営改善計画を策定すること。